

奈良県立都市公園における自動販売機設置に係る公募について

奈良県立都市公園に設置する自動販売機については、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による設置許可に基づき許可できるもので、最も高い金額の使用料の提案をされた方を、公園施設設置許可申請候補者（以下「候補者」という。）として選定するものです。

令和7年2月25日

奈良県知事 山下 真

第1 公募に付する事項

1. 件名

自動販売機設置に係る公園施設設置許可

2. 設置期間

(1) 物件番号 U1～U4

令和7年5月1日から令和10年3月31日まで（2年11か月間）

(2) 物件番号 Y1

令和7年5月1日から令和10年3月31日まで（2年11か月間）

3. 設置物件

馬見丘陵公園（北葛城郡河合町、広陵町）、大和民俗公園（大和郡山市）

詳細については公募実施要領の別紙①及び別紙②のとおり

- ① 公募は、物件番号ごとに1件の提案とします。
- ② 複数の物件の公募に参加申込みをすることができます。
- ③ 自動販売機部分の幅、奥行きには、放熱余地・転倒防止板等の面積を含んでおり、自動販売機のサイズを示すものではありません。
- ④ 候補者は、設置許可期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- ⑤ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料、またはアイスクリームとし、酒類、たばこの販売は行わないでください。ただし、アイスクリームの販売については、物件番号 U3、4 及び Y1 のみに限ります。
- ⑥ 自動販売機の設置場所は、公募実施要領の別紙②のとおりです。
- ⑦ 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。

- ⑧ 回収ボックスの設置及び使用済み容器の回収は、候補者が行ってください。
- ⑨ 設置期間の更新は、行いません。
- ⑩ 最低使用料を下回る提案は無効とします。
- ⑪ 最低使用料は、設置期間2年11か月間の総額であり、消費税及び地方消費税を含んだ額です。
- ⑫ 最低使用料には、光熱水費等を含みません。
- ⑬ 候補者は速やかに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定による自動販売機設置に係る公園施設設置許可の申請手続きをしてください。

第2 公募に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
2. 当該公募にかかる契約を締結する能力を有する者及び破産者で復権を得た者
3. 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者でない者
 - (1) 奈良県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 奈良県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が奈良県と契約を締結すること又は奈良県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて奈良県との契約を履行しなかった者
 - (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）又は奈良県立都市公園条例（昭和35年3月31日奈良県条例第11号）の規定による罰則、監督処分等を受けた者
 - (7) (1) から (6) のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者かつ (1) から (8) までのいずれにも該当しない者
 - (1) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人
 - (2) 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人

役員等とは、「法人にあつては役員（非常勤である者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者」をいう

- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - (4) 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - (8) 役員等が、前記4に該当しない者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
5. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
 6. 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者
 7. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者
 8. 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有する者
 9. 奈良県税の滞納がない者

第3 公募参加申込書及び公募実施要領の配布期間並びに配布場所

1. 配布期間

令和7年2月25日（火）～同年3月14日（金）

2. 配布場所

奈良県まちづくり推進局公園企画課ホームページよりダウンロード

<https://www.pref.nara.jp/item/319616.htm>

第4 問い合わせ先

奈良県まちづくり推進局公園企画課（総務企画係）

電話：0742-27-7517

第5 公募参加申込みの方法

1. 公募参加申込書に必要事項を記載し、第2に記載の資格のある者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、郵送又は持参の方法により申し込むこと。

(1) 公募参加申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）を郵送する場合

① 送付先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県まちづくり推進局公園企画課（総務企画係）

② 受付期間

令和7年2月25日（火）～同年3月14日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付けます。

③ 郵送方法

書留郵便に限ります。

(2) 申込書等を持参する場合

① (1) ①の送付先に同じ

② 受付期間

令和7年2月25日（火）～同年3月14日（金）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時は除く。）まで

2. 受付期間に申込書等を提出しない者は、この公募に参加することができません。

3. 公募参加申込みがあったときは、公募参加資格の有無について確認し申込者に書面で通知します。

第6 公募に関する説明及び現地説明

実施しません。設置場所については、各公園において確認していただくことができます。

第7 提案書の提出方法

1. 応募は、郵送に限ります。

(1) 送付先

第5の1.(1) ①の送付先に同じ

(2) 提出期間

令和7年3月27日（木）から同年4月9日（水）午後5時までに到着した

もの限り受け付けます。

(3) 郵送方法

書留郵便に限ります。

2. 提案金額について、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入してください。なお、それぞれについて最低使用料が設定されていますので、注意してください。提案書は、物件番号につき1通とし、不備があった場合等も再提出は認めません。

第8 提案書の審査日時及び場所

1. 日時

令和7年4月11日(金)午後1時30分 審査

立会を希望する場合は、所定の時刻の5分前までに審査場所にお越しください。所定の時刻に遅れた場合は、入室することはできません。立会者の入室は1名とし、審査時間中の途中退出は認めますが、再度の入室は一切認めません。

2. 審査の場所

入札室(奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟6階)

第9 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

1. 実施要領に記載する公募参加資格のない者のした提案
2. 提案書に記名押印を欠く提案
3. 提案書の重要な文字の脱落などにより必要な事項を確認できない提案
4. 提案書記載の金額を加除訂正した提案
5. 同一提案者がなした同一事項についての2以上の提案
6. 提案に際して公正な公募の執行を害する行為があったと認められる提案
7. その他、公募に関する条件に違反した提案
8. 虚偽の申請を行った者のした提案
9. 実施要領に違反した提案

第10 候補者の決定方法

飲料については、提案金額が最低使用料の金額以上で、かつ、最高の金額をもって有効な提案を行った者を候補者とし、アイスクリームについては、最低使用料の納付に加えて納入する売上額(税込)に乗じる割合が最も高い提案を行った者を候補者とします。

第11 公園施設設置許可手続き

1. 許可申請

候補者は都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定による、自動

販売機設置に係る公園施設設置許可申請手続きをしなければなりません。申請の様式や記入例等は、別添「設置許可申請書（第4号様式（第8条関係）」「[記入例] 設置許可申請書（第4号様式（第8条関係）」の通りです。

2. 申請書提出期限

令和7年4月21日（月）とします。候補者となった者は速やかに申請に関する手続き（添付書類等）について協議を行ってください。

申請しない場合は、候補者の資格を取り消します。期日までに提出できない事情がある場合は、あらかじめ個別に公園管理者と協議の上、指示を仰いでください。

3. 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨とします。

4. 使用料の支払い方法

許可後、速やかに（県が発行する納入通知書により別途指定する納期限までに）年度毎に当該年度の使用料を納付しなければなりません。

なお、U1及びU2の使用料については、それぞれ提案金額を35で割り当該年度の月数を乗じて得た額とします。ただし、その金額が提案金額に達しない場合には、差額を令和7年度の使用料に上乗せするものとします。

また、U3、U4及びY1の使用料については、最低使用料を35で割り当該年度の月数を乗じて得た額に、当該年度の売上額に提案のあった割合を乗じて得た額を足した額とします。

第12 その他

詳細は、公募実施要領によります。